

平成 25 年 1 月 5 日

省エネルギー対策課

## 1. 背景

建築物の省エネ基準（省エネ法第 73 条第 1 項に規定する「建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」）は、建物全体の省エネ性能を客観的に比較しにくいこと等から、一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価できる基準に見直す必要があった。

また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成 24 年 9 月に成立したことを受け、低炭素建築物認定基準（都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に規定する「建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」）を制定する必要があった。

これを受け、住宅・建築物判断基準ワーキンググループ（第 1 回から第 4 回は住宅・建築物判断基準小委員会、座長：川瀬貴晴千葉大学大学院工学研究科教授）は、国土交通省の省エネルギー判断基準等小委員会及び環境省の低炭素建築物に関する専門委員会との合同会議を開催し、

①省エネ基準の全面見直し（平成 25 年省エネ基準の策定）

②低炭素建築物認定基準の制定

等に関し、審議を行った。（第 1 回（平成 24 年 8 月 21 日）～第 5 回（平成 25 年 7 月 11 日））

## 2. 審議内容

①省エネ基準の全面見直し（平成 25 年省エネ基準の策定）

○住宅と建築物の省エネ基準について、以下の改正点を含め、全面的な見直しを行った。

- ・外皮の断熱性能及び設備性能を総合的に評価する一次エネルギー消費量を導入
- ・非住宅建築物の外皮基準 PAL\*（パルスター）に見直し
- ・住宅の外皮基準を外皮平均熱貫流率（UA）等に見直し
- ・簡易評価法・仕様基準を見直し

②低炭素建築物認定基準の制定

○低炭素建築物認定基準として、以下の事項を制定した。

- ・断熱性能は、平成 11 年省エネ基準と同等以上の水準であること。
- ・1 次エネルギー消費量は、平成 25 年省エネ基準よりも 10%以上軽減されたものであること。
- ・低炭素化に資する以下の 8 つの措置のうち、2 項目以上を講じていること。
  - － HEMS 又は BEMS の設置
  - － 再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
  - － 節水に関する機器の設置
  - － 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
  - － 住宅の劣化の軽減に資する措置
  - － 木造住宅又は木造建築物であること
  - － 高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
  - － 一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施